

一般社団法人 全国放課後連

公開質問状 回答用紙

国民民主党 回答

受付： 2026 年 2 月 2 日

質問 1

放課後等デイの制度自体の認識についての質問

放課後等デイは、2012 年の改正児童福祉法の施行により創設された制度です（児童福祉法 6 条の 2 の 2 第 3 項）。障害のある子どもたちの放課後や学校休業日における成長発達に寄与し、子どもたちの地域生活、家族の生活も支える重要な事業です。放課後等デイの中心にある価値は、「遊び・生活・集団（仲間）」であると考えています。これは、国会においても確認されています。たとえば、2024 年 3 月 22 日参議院内閣委員会において、当時の加藤鮎子担当大臣は、「放課後等デイサービスは、障害のある就学児に対して授業の終了後又は学校の休業日に発達支援を行うものであり、子供と家族の育ちと暮らしを支える重要なサービスであると認識をしております。また、子供は、遊び、生活、集団の中での様々な体験や経験を通じて成長していくものであり、こうした視点を持ちながら支援を行っていくことも重要」と答弁しています（2023 年 3 月 17 日参議院内閣委員会でも同様の答弁あり）。

放課後等デイは、障害のある子どもたちの生活を支える重要なものですが、現状は、さまざまな問題が指摘されています。上記したような「放課後活動の価値」を無視したような事業所の参入や利潤だけを求める事業所（利潤追求型事業所）の増加による「活動・支援の質の低下」の問題、また、人材不足による現場の疲弊の問題などが指摘されています。さらに、虐待事案や不正請求などの問題も多数報告されています。いま、これらの問題をどのように解決していけばいいのかが問われています。

そこで、以下、お聞きます。

質問： 放課後等デイの制度について、問題意識を持っていますか？それはどのようなものですか？

① 問題意識を持っている 【 ○ 】

② 問題意識を持っていない 【 】

③ どちらとも言えない 【 】

上記回答をした具体的な理由（どのような問題意識か）

特別支援学校の高等部を卒業すると、「放課後等デイサービス」の対象外となり、日中の居場所や活動の場が失われる、いわゆる「18歳の壁」の対策を講じる議員立法を取りまとめるにあたって、NPO法人・特別支援学校等の施設を視察し、「18歳の壁」問題をはじめとして、現場で実感している様々な課題を共有させていただきました。

質問 2

「日割り・出来高払い」という報酬の仕組みについての質問

放課後等デイ事業所に対する報酬の支払われ方は、「日割り・出来高払い」という仕組みとなっています。この仕組みは、「その日に事業所を利用した子どもの分だけ」報酬が支払われる仕組みです。その日ごとに事業所の収入は変動し、インフルエンザや災害などにより子どもの利用がなくなると、事業所の収入はゼロとなる仕組みです。

他方で、放課後児童クラブ（学童クラブ）は、日割り出来高払いという仕組みではなく、その事業所全体としての利用児童数や開所日数などの要件を満たした場合に、子どもの欠席等に関係なく、一定額が事業所に支払われる仕組みとなっています。

放課後等デイ事業は、安定的な運営が求められる児童福祉法上の事業であるにもかかわらず、報酬面が非常に不安定であり、常勤職員などの給与や賞与が安定的に支給できず、人材の定着が困難な状態となっています。

そこで、以下、お聞きします。

質問： 放課後等デイ事業所の運営の不安定化を生じさせている「日割り・出来高払い」の仕組みについて、見直す考えはありますか？

※以下、該当の回答欄（【 】内）に「○」を入れてください。

① ある 【 】

② ない 【 】

③ どちらとも言えない 【 】

その他

上記回答をした具体的な理由

放課後等デイサービス事業所が担っている役割に鑑みて、現場の実態や現行制度の課題等をよく踏まえた上で、報酬を含めた制度のあり方を検討します。

国民民主党としては、公定価格が給料決定に影響を及ぼす介護・障害福祉職員、看護師、保育士等の方々については10年で地域の実情を勘案しつつ給料を2倍にするとともに、地域手当の見直しを行います。

質問 3

利用者負担の無償化・軽減策についての質問

放課後等デイ事業は、利用児童の保護者に対して、原則1割の利用者負担が生じています。利用者負担の額には、上限月額が定められており、世帯の年間所得額に応じて、0円、4,600円、37,200円の3つの区分が設定されています。現在、0円世帯は全体の12.8%、4,600円世帯は74.4%、37,200円世帯は12.8%となっています（厚労省「障害福祉サービス、障害児給付費等の利用状況について」（2026年1月15日公表）より）。この中でも、37,200円世帯の負担感は大きく、家計への負担を抑えるために保護者による「利用控え」が生じています。放課後等デイ事業は、根本的には、障害のある子どもたちの放課後活動の権利を保障する事業であり、子どもの権利に根差したものです。利用者負担により、子どもの権利が侵害されている状況と言えます。

この数年、政府はこども施策の拡充をはかっており、子どもにかかる経済的負担について、無償化（たとえば、児童発達支援事業について、3～5歳の無償化）や軽減策を打ち出し、実施しています。また、一部の区市町村は、独自の無償化・軽減策を実施しています。しかし、障害児支援全体としては、いまだに無償化や軽減策についての議論が進んでいません。区市町村のレベルで独自施策が進んでいることは評価できますが、これは、「隣の区市町村では無償でも自分の居住する自治体では有償のまま」というような「自治体レベルでの格差」を生じさせることにつながっています。障害児支援は、国の施策であるにもかかわらず、このような格差が生じるのは、非常に不合理であると考えています。

そこで、以下、お聞きします。

質問： 放課後等デイにおける利用者負担について、無償化・軽減策を講じる考えはありますか？

※以下、該当の回答欄（【 】内）に「○」を入れてください。

① ある 【 ○ 】

② ない 【 】

③ どちらとも言えない 【 】

上記回答をした具体的な理由

子育て・教育支援策全体の中でも、障がいのある子どもを育てる家庭の経済的負担を軽減することは喫緊の課題です。特別児童扶養手当・通所支援をはじめ、障がい児福祉に関する全ての公的給付における所得制限を撤廃するとともに、特別児童扶養手当の支給水準も引き上げます。

質問 4

2027 年度（令和 9 年度）障害福祉サービス等報酬改定についての質問

2024 年度報酬改定では、基本単価が引き下げられると同時に、新しい加算や加算要件の見直し等がなされました。その後の状況をみると、放課後等デイは、前年度比（令和 5 年度決算と令和 6 年度決算の比較）で収支差率の平均がプラスとなりました（「令和 7 年障害福祉サービス等経営概況調査結果」）。これは、私どもを含め、現場の声を反映させた加算の見直しがあったためです。放課後等デイは、「障害児通所・訪問サービス」の中で唯一プラスとなり、収支差率の平均値が 9.1 % という数値になりましたが、その内実をみると、平均値は 9.1 % でありながら、「中央値」は 2.7 % に過ぎません（上記「結果」第 25 表参照）。私どもとしては、この中央値こそ、現場の実態を反映させた数値であると考えています。

他方で、これまでの報酬改定では、この「収支差率の平均値」が重要視され、その平均値が上昇した事業は、報酬単価が引き下げられるということが行われてきました。そのため、次期 2027 年度（令和 9 年度）報酬改定では、放課後等デイの報酬単価が引き下げられると

予想しています。

上述したように、放課後等デイは、平均値と中央値を比べたときに、平均値の方が大きくなっていますが、この場合には、一部の大きな値が平均を押し上げていること、また、その開きが大きければ大きいほどデータのばらつきが大きいことが示唆されます。現に、放課後等デイの収支差率の分布はばらつきが大きく、収支差率が 25%を超えるような事業所、さらには、50%を超えるような事業所の数が多く、平均値を引き上げていることがわかります（同上）。このような状況で、平均値だけを取り出して、報酬の引き下げを行うことは、非常に乱暴です。仮に、そのようなことが行われれば、中央値付近で運営をしている事業所は更に運営が厳しくなり、処遇の引き下げや人員削減を迫られる可能性が出てきます、さらに、「中央値以下」で運営している事業所にとっては事業所の閉鎖等も検討しなければならなくなるなど、まさに死活問題となると考えています。

そこで、以下、2 点お聞きします。

質問： ①貴党は、2027 年度障害福祉サービス等報酬改定（障害福祉サービスの報酬全体）に対して、どのような見解をお持ちですか？

※以下、該当の回答欄（【 】内）に「○」を入れてください。

① 報酬単価は引き上げるべき 【 】

② 報酬単価は引き下げるべき 【 】

③ どちらとも言えない 【 】

その他

上記回答をした具体的な理由

障害福祉サービス等報酬改定については、現場の実態や報酬改定による事業所、働く人への影響等をよく踏まえた上で判断すべきと考えます。

その上で、働く人が安心して働くことができるよう、公定価格が給料決定に影響を及ぼす介護・障害福祉職員、看護師、保育士等の方々については 10 年で地域の実情を勘案しつつ給料を 2 倍にするとともに、地域手当の見直しを行います。

質問： ②また、特に、放課後等デイの報酬の改定についてどのような見解をお持ちですか？

※以下、該当の回答欄（【 】内）に「○」を入れてください。

① 報酬単価は引き上げるべき 【 】

② 報酬単価は引き下げるべき 【 】

③ どちらとも言えない 【 】

その他

上記回答をした具体的な理由

放課後等のデイ報酬の改定については、現場の実態や報酬改定による事業所、働く人への影響等をよく踏まえた上で判断すべきと考えます。

その上で、働く人が安心して働くことができるよう、公定価格が給料決定に影響を及ぼす介護・障害福祉職員、看護師、保育士等の方々については10年で地域の実情を勘案しつつ給料を2倍にするとともに、地域手当の見直しを行います。

質問 5

放課後等デイ事業従事者の処遇状況についての質問

障害福祉分野の賃金水準は平均30.8万円であり、全産業平均の38.6万円との間に7.8万円もの差があります（2024年12月11日第50回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム「資料1」11頁より）。2024年度におけるこの差は6.5万円でした。つまり、もともと開いていた差が、1年間でさらに1.3万円も開いたことになります。この数年、厚労省・こども家庭庁は、障害児者福祉分野の処遇改善を段階的に実施していますが、全産業との開きは縮まるどころか、開いているということです。また、放課後等デイに目を移すと、2025年7月の平均給与額は283,910円であり、障害福祉全体の下から2番目の低さとなっています（同上資料19頁）。

今般、政府は、令和7年補正予算、令和8年度予算案において、介護・福祉職員・障害福祉従事者の処遇改善についての具体策を提示しました。処遇改善の施策が拡充されることは肯定できるのですが、そこで示されたのは、障害福祉従事者については、「従事者1人当たり、月1万円の引上げ」という内容です。この内容では、到底、全産業平均との差は縮まりません。

そこで、以下、お聞きします。

質問： 放課後等デイ従事者を含む、障害児者福祉分野従事者の処遇改善について、現状

示されている「従事者 1 人当たり、月 1 万円の引上げ」を超える処遇の改善を行い、全産業平均との差をより縮める考えはありますか？

※以下、該当の回答欄（【 】内）に「○」を入れてください。

① 「月 1 万円」を超える引き上げを行う考えはある 【 ○ 】

② 「月 1 万円」を超える引き上げを行う考えはない 【 】

③ どちらとも言えない 【 】

その他

上記回答をした具体的な理由

命や暮らしの基盤を立て直すため、公定価格が給料決定に影響を及ぼす介護・障害福祉職員、看護師、保育士等の方々については 10 年で地域の実情を勘案しつつ給料を 2 倍にするとともに、地域手当の見直しを行います。

以上